【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月29日
【会社名】	株式会社キャンドゥ
【英訳名】	CAN DO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　城戸 博司
【本店の所在の場所】	東京都板橋区板橋三丁目９番７号
【電話番号】	０３（５９４４）４１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部 次長　古山 利之
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区板橋三丁目９番７号
【電話番号】	０３（５９４４）４１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部 次長　古山 利之
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集　585,616,000円 引受人の買取引受による売出し　451,550,000円 オーバーアロットメントによる売出し　153,527,000円 （注）１．募集金額は、発行価額の総額であり、平成22年10月25日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 ２．売出金額は、売出価額の総額であり、平成22年10月25日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	１．今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第１項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 ２．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,800株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 当社は単元株制度は採用しておりません。

（注）１．平成22年10月29日(金)開催の取締役会決議によります。

２．本募集（以下「一般募集」という。）及び一般募集と同時に行われる後記「第２ 売出要項 １ 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの引受会社である野村證券株式会社が当社株主から1,700株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 １ オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

３．一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、平成22年10月29日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 １ オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,700株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

４．一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 ２ ロックアップについて」をご参照下さい。

５．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

２【株式募集の方法及び条件】

平成22年11月８日(月)から平成22年11月11日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「３ 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

（１）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割当	―	―	―
一般募集	6,800株	585,616,000	292,808,000
計（総発行株式）	6,800株	585,616,000	292,808,000

（注）１．全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

２．発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

３．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

４．発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成22年10月25日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注)１．２． 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注)１． ２．	未定 (注)１．	１株	自 平成22年11月12日(金) 至 平成22年11月15日(月) (注)３．	１株につき発行価格と同一の金額	平成22年11月18日(木) (注)３．

（注）１．日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成22年11月８日(月)から平成22年11月11日(木)までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る１株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://cando-web.irbridge.com/ja/PressRelease.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

２．前記「２ 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成22年11月５日(金)から平成22年11月11日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成22年11月８日(月)から平成22年11月11日(木)までを予定しております。

したがいまして、

① 発行価格等決定日が平成22年11月８日(月)の場合、申込期間は「自 平成22年11月９日(火) 至 平成22年11月10日(水)」、払込期日は「平成22年11月15日(月)」

② 発行価格等決定日が平成22年11月９日(火)の場合、申込期間は「自 平成22年11月10日(水) 至 平成22年11月11日(木)」、払込期日は「平成22年11月16日(火)」

③ 発行価格等決定日が平成22年11月10日(水)の場合、申込期間は「自 平成22年11月11日(木) 至 平成22年11月12日(金)」、払込期日は「平成22年11月17日(水)」

④ 発行価格等決定日が平成22年11月11日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意下さい。

４．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

５．申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

６．申込証拠金には、利息をつけません。

７．株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

① 発行価格等決定日が平成22年11月８日(月)の場合、受渡期日は「平成22年11月16日(火)」

② 発行価格等決定日が平成22年11月９日(火)の場合、受渡期日は「平成22年11月17日(水)」
③ 発行価格等決定日が平成22年11月10日(水)の場合、受渡期日は「平成22年11月18日(木)」
④ 発行価格等決定日が平成22年11月11日(木)の場合、受渡期日は「平成22年11月19日(金)」
となりますのでご注意下さい。
株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

（３）【申込取扱場所】
後記「３ 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 板橋支店	東京都板橋区板橋四丁目11番１号

（注） 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

３【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	6,800株	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計	―	6,800株	―

４【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
585,616,000	10,000,000	575,616,000

（注）１．引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
２．払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成22年10月25日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額575,616,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限144,404,000円と合わせ、手取概算額合計上限720,020,000円について、全額を設備投資資金に充当する予定であります。具体的には、新規出店のための投資資金及び既存店改修並びに情報システム構築のための資金を予定しており、123,100,000円を平成22年11月期中に、残額を平成23年11月期中に充当する予定であります。

なお、当該資金の投資対象となる設備に係る設備計画は、本有価証券届出書提出日（平成22年10月29日）現在以下のとおりであります。

① 重要な設備の新設

会社名	事業所名	所在地	売場面積（㎡）	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
					総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手日（開店日）	完了予定
㈱キャンドゥ	エポカ高根台	千葉県船橋市	395.37	販売設備	18.5	0	増資資金	平成22年10月15日	平成22年10月15日
㈱キャンドゥ	イトーヨーカドー津久野	大阪府堺市西区	164.85	販売設備	18.5	0	増資資金	平成22年10月15日	平成22年10月15日
㈱キャンドゥ	ジャスコ岡山	岡山県岡山市北区	505.35	販売設備	18.5	0	増資資金	平成22年10月19日	平成22年10月19日
㈱キャンドゥ	京都ヨドバシ	京都府京都市下京区	275.10	販売設備	18.5	0	増資資金	平成22年11月５日	平成22年11月５日
㈱キャンドゥ	本社	東京都板橋区	－	情報システム	16.0	0	増資資金	～平成22年11月	～平成22年11月
平成22年11月期中に支払予定のあるものの小計					90.0	0	－	－	－
㈱キャンドゥ	平成23年11月までに出店予定の70店舗	－	－	販売設備	1,297.2	0	自己資金及び増資資金	平成22年12月～平成23年11月	平成22年12月～平成23年11月
㈱キャンドゥ	本社	東京都板橋区	－	情報システム	178.5	0	自己資金及び増資資金	平成22年12月～平成23年11月	平成22年12月～平成23年11月
平成23年11月期中に支払予定のあるものの小計					1,475.7	0	－	－	－
合計					1,565.7	0	－	－	－

（注） 投資予定金額の既支払額は、平成22年９月末現在の金額であります。

② 重要な改修

会社名	事業所名	所在地	売場面積（㎡）	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
					総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手日	完了予定
㈱キャンドゥ	荻窪タウンセブン	東京都杉並区	656.76	販売設備	9.8	0	増資資金	平成22年10月７日	平成22年10月７日
㈱キャンドゥ	イオン扶桑	愛知県丹羽郡扶桑町	635.80	販売設備	9.8	0	増資資金	平成22年11月19日	平成22年11月19日
㈱キャンドゥ	平成22年11月までにリニューアル予定の１店舗	－	－	販売設備	9.8	0	増資資金	～平成22年11月	～平成22年11月
その他の改修	－	－	－	販売設備	3.7	0	増資資金	～平成22年11月	～平成22年11月
平成22年11月期中に支払予定のあるものの小計					33.1	0	－	－	－
㈱キャンドゥ	平成23年11月までにリニューアル予定の24店舗	－	－	販売設備	234.3	0	自己資金及び増資資金	平成22年12月～平成23年11月	平成22年12月～平成23年11月
その他の改修	－	－	－	販売設備	137.5	0	自己資金及び増資資金	平成22年12月～平成23年11月	平成22年12月～平成23年11月
平成23年11月期中に支払予定のあるものの小計					371.8	0	－	－	－
合計					404.9	0	－	－	－

（注） 投資予定金額の既支払額は、平成22年９月末現在の金額であります。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成22年11月８日(月)から平成22年11月11日(木)までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「２ 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	5,000株	451,550,000	埼玉県川口市戸塚4175番地７ 城戸 博司

（注）１．一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの引受会社である野村證券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 １ オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
２．一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 ２ ロックアップについて」をご参照下さい。
３．振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
４．売出価額の総額は、平成22年10月25日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

２【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)１．２． 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注)１． ２．	自 平成22年11月12日(金) 至 平成22年11月15日(月) (注)３．	１株	１株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者の本店及び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目９番１号 野村證券株式会社	(注)４．

（注）１．日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成22年11月８日(月)から平成22年11月11日(木)までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る１株当たりの売買代金）を決定いたします。
今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://cando-web.irbridge.com/ja/PressRelease.html）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂

正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

２．前記「１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．株式の受渡期日は、平成22年11月19日(金)であります。
申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。
なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成22年11月５日(金)から平成22年11月11日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成22年11月８日(月)から平成22年11月11日(木)までを予定しております。
したがいまして、
① 発行価格等決定日が平成22年11月８日(月)の場合、申込期間は「自　平成22年11月９日(火)　至　平成22年11月10日(水)」、受渡期日は「平成22年11月16日(火)」
② 発行価格等決定日が平成22年11月９日(火)の場合、申込期間は「自　平成22年11月10日(水)　至　平成22年11月11日(木)」、受渡期日は「平成22年11月17日(水)」
③ 発行価格等決定日が平成22年11月10日(水)の場合、申込期間は「自　平成22年11月11日(木)　至　平成22年11月12日(金)」、受渡期日は「平成22年11月18日(木)」
④ 発行価格等決定日が平成22年11月11日(木)の場合は上記申込期間及び受渡期日のとおり、
となりますのでご注意下さい。

４．元引受契約の内容
買取引受けによります。
引受手数料は支払われません。
ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。
なお、引受人の手取金は前記「第１　募集要項　３　株式の引受け　引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。
金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
野村證券株式会社	5,000株

５．申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

６．申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

７．申込証拠金には、利息をつけません。

８．株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	1,700株	153,527,000	東京都中央区日本橋一丁目９番１号 野村證券株式会社

（注）１．オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの引受会社である野村證券株式会社が当社株主から1,700株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　１　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://cando-web.irbridge.com/ja/PressRelease.html）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

２．振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

３．売出価額の総額は、平成22年10月25日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

４【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)１．	自　平成22年11月12日(金) 至　平成22年11月15日(月) (注)１．	１株	１株につき売出価格と同一の金額	野村證券株式会社の本店及び全国各支店	―	―

（注）１．株式の受渡期日は、平成22年11月19日(金)であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一といたします。

２．申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

３．申込証拠金には、利息をつけません。

４．株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１ オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの引受会社である野村證券株式会社が当社株主から1,700株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、1,700株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成22年10月29日(金)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,700株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成22年11月25日(木)を払込期日として行うことを決議しております。(注)１．

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成22年11月17日(水)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)２．）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）１．本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数　当社普通株式 1,700株

(2) 払込金額の決定方法　発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。

(3) 増加する資本金及び資本準備金の額　増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 割当先　野村證券株式会社

(5) 申込期間（申込期日）　平成22年11月24日(水)

(6) 払込期日　平成22年11月25日(木)

(7) 申込株数単位　１株

２．シンジケートカバー取引期間は、

① 発行価格等決定日が平成22年11月８日(月)の場合、「平成22年11月11日(木)から平成22年11月17日(水)までの間」

② 発行価格等決定日が平成22年11月９日(火)の場合、「平成22年11月12日(金)から平成22年11月17日(水)までの間」

③ 発行価格等決定日が平成22年11月10日(水)の場合、「平成22年11月13日(土)から平成22年11月17日(水)までの間」

④ 発行価格等決定日が平成22年11月11日(木)の場合、「平成22年11月16日(火)から平成22年11月17日(水)までの間」

となります。

２ ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である城戸博司及び当社株主である有限会社ケイコーポレーションは野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://cando-web.irbridge.com/ja/PressRelease.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

１【株価、ＰＥＲ及び株式売買高の推移】

平成19年10月29日から平成22年10月22日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、ＰＥＲ及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

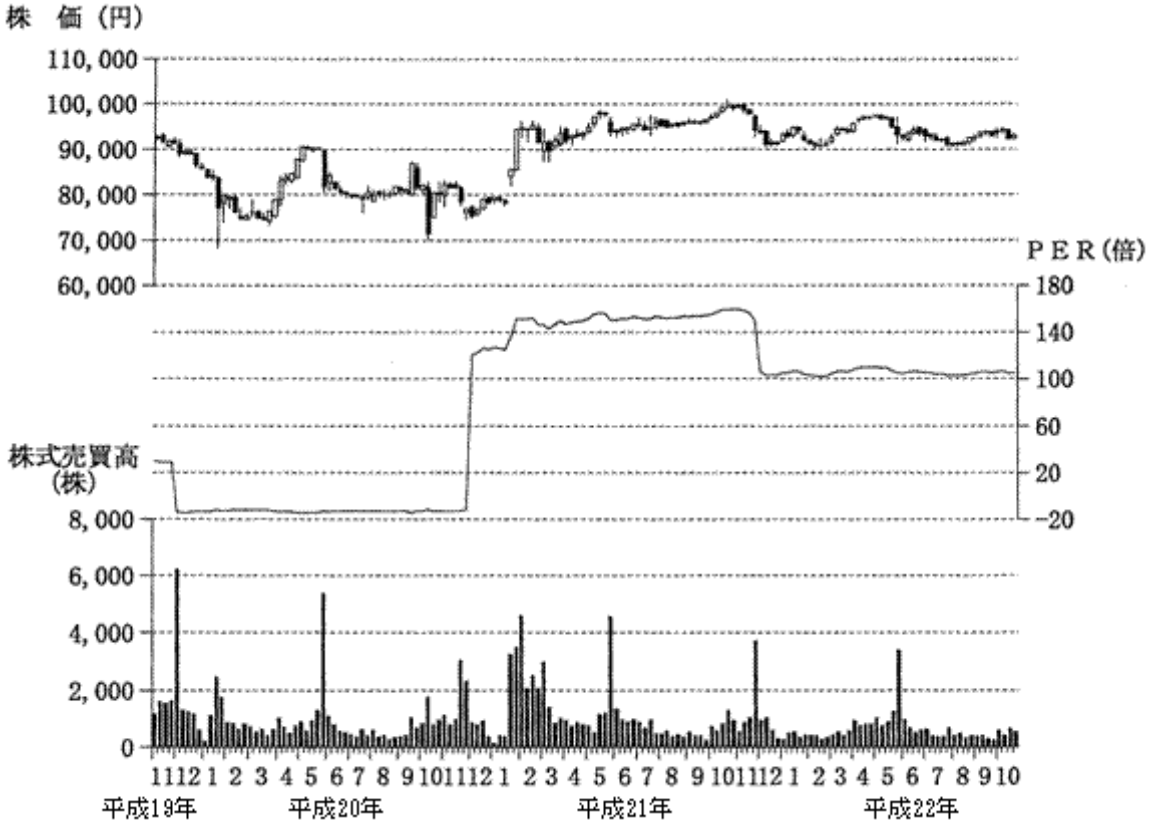

（注）１．・株価のグラフ中の１本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の４種類の株価を表しております。
・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

２．ＰＥＲの算出は、以下の算式によります。

$$\text{ＰＥＲ（倍）} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{１株当たり当期純損益}}$$

平成19年10月29日から平成19年11月30日については、平成18年11月期有価証券報告書の平成18年11月期の財務諸表(※)の１株当たり当期純利益を使用。
平成19年12月１日から平成20年11月30日については、平成19年11月期有価証券報告書の平成19年11月期の連結財務諸表の１株当たり当期純損失を使用。
平成20年12月１日から平成21年11月30日については、平成20年11月期有価証券報告書の平成20年11月期の連結財務諸表の１株当たり当期純利益を使用。
平成21年12月１日から平成22年10月22日については、平成21年11月期有価証券報告書の平成21年11月期の連結財務諸表の１株当たり当期純利益を使用。
（平成19年11月期は１株当たり当期純損失を計上しているため、ＰＥＲはマイナスとなっております。）
※平成18年11月期までは子会社及び関連会社が存在していないため、連結財務諸表を作成しておりません。

２【大量保有報告書等の提出状況】

平成22年４月29日から平成22年10月22日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期事業年度）（訂正報告書により訂正された内容を含む。以下同じ。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成22年10月29日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第２ 事業の状況 ４ 事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年10月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

２ 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第３ 設備の状況 ３ 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成22年10月29日）現在以下のとおりとなっております。

① 重要な設備の新設

会社名	事業所名	所在地	売場面積（㎡）	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
					総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手日（開店日）	完了予定
㈱キャンドゥ	池袋東口駅前	東京都豊島区	188.89	販売設備	57.0	43.8	自己資金	平成22年９月10日	平成22年９月10日
㈱キャンドゥ	エマックス・クルメ	福岡県久留米市	202.28	販売設備	20.9	5.0	自己資金	平成22年９月24日	平成22年９月24日
㈱キャンドゥ	ダイエー神戸学園	兵庫県神戸市西区	462.18	販売設備	19.2	5.0	自己資金	平成22年９月30日	平成22年９月30日
㈱キャンドゥ	エポカ高根台	千葉県船橋市	395.37	販売設備	18.5	0	増資資金	平成22年10月15日	平成22年10月15日
㈱キャンドゥ	イトーヨーカドー津久野	大阪府堺市西区	164.85	販売設備	18.5	0	増資資金	平成22年10月15日	平成22年10月15日
㈱キャンドゥ	ジャスコ岡山	岡山県岡山市北区	505.35	販売設備	18.5	0	増資資金	平成22年10月19日	平成22年10月19日
㈱キャンドゥ	京都ヨドバシ	京都府京都市下京区	275.10	販売設備	18.5	0	増資資金	平成22年11月５日	平成22年11月５日
㈱キャンドゥ	本社	東京都板橋区	―	情報システム	16.0	0	増資資金	～平成22年11月	～平成22年11月
㈱キャンドゥ	平成23年11月までに出店予定の70店舗	―	―	販売設備	1,297.2	0	自己資金及び増資資金	平成22年12月～平成23年11月	平成22年12月～平成23年11月
㈱キャンドゥ	本社	東京都板橋区	―	情報システム	178.5	0	自己資金及び増資資金	平成22年12月～平成23年11月	平成22年12月～平成23年11月
合計					1,662.8	53.8	―	―	―

（注） 投資予定金額の既支払額は、平成22年９月末現在の金額であります。

② 重要な改修

会社名	事業所名	所在地	売場面積（㎡）	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
					総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手日	完了予定
㈱キャンドゥ	荻窪タウンセブン	東京都杉並区	656.76	販売設備	9.8	0	増資資金	平成22年10月７日	平成22年10月７日
㈱キャンドゥ	イオン扶桑	愛知県丹羽郡扶桑町	635.80	販売設備	9.8	0	増資資金	平成22年11月19日	平成22年11月19日
㈱キャンドゥ	平成22年11月までにリニューアル予定の１店舗	―	―	販売設備	9.8	0	増資資金	～平成22年11月	～平成22年11月
その他の改修	―	―	―	販売設備	3.7	0	増資資金	～平成22年11月	～平成22年11月
㈱キャンドゥ	平成23年11月までにリニューアル予定の24店舗	―	―	販売設備	234.3	0	自己資金及び増資資金	平成22年12月～平成23年11月	平成22年12月～平成23年11月
その他の改修	―	―	―	販売設備	137.5	0	自己資金及び増資資金	平成22年12月～平成23年11月	平成22年12月～平成23年11月
合計					404.9	0	―	―	―

（注） 投資予定金額の既支払額は、平成22年９月末現在の金額であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第16期）	自　平成20年12月１日 至　平成21年11月30日	平成22年２月25日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 （第16期）	自　平成20年12月１日 至　平成21年11月30日	平成22年２月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 （第16期）	自　平成20年12月１日 至　平成21年11月30日	平成22年10月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第17期第３四半期）	自　平成22年６月１日 至　平成22年８月31日	平成22年10月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）Ａ４－１に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年２月26日

株式会社キャンドゥ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松本 保範　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　宮本 芳樹　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンドゥの平成19年12月１日から平成20年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンドゥ及び連結子会社の平成20年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
２．連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月14日

株式会社キャンドゥ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松本 保範　印

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮本 芳樹　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンドゥの平成20年12月１日から平成21年11月30日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成21年６月１日から平成21年８月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成20年12月１日から平成21年８月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キャンドゥ及び連結子会社の平成21年８月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間の経営成績並びに第３四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年２月24日

株式会社キャンドゥ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松本 保範　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮本 芳樹　印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンドゥの平成20年12月１日から平成21年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンドゥ及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キャンドゥの平成21年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社キャンドゥが平成21年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
２．連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月８日

株式会社キャンドゥ
　取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松本 保範　印

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊藤 憲次　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンドゥの平成21年12月１日から平成22年11月30日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成22年６月１日から平成22年８月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成21年12月１日から平成22年８月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キャンドゥ及び連結子会社の平成22年８月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第３四半期連結会計期間及び第３四半期連結累計期間の経営成績並びに第３四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年２月26日

株式会社キャンドゥ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松本 保範　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　宮本 芳樹　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンドゥの平成19年12月１日から平成20年11月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンドゥの平成20年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年２月24日

株式会社キャンドゥ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松本 保範　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮本 芳樹　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンドゥの平成20年12月１日から平成21年11月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンドゥの平成21年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。